

## ○青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令

(平成7年2月15日政令第21号)

改正

平成9年1月24日政令第9号

平成10年3月31日政令第103号

平成12年9月13日政令第426号

平成16年7月2日政令第221号

平成20年4月16日政令第136号

平成22年4月23日政令第127号

(就農支援資金の種類、償還期間及び据置期間)

第一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項第一号の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第七条第二項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

| 就農支援資金の種類   | 償還期間   | 据置期間                         |
|---|--|------------------------------|
| 一 法第四条第四項の認定就農者又は認定農業者が法第二条第二項の認定就農計画に従って就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受け、又は受けさせるのに必要な資金 | 十二年以内（法第二条第一項第二号に掲げる者又は当該者をその営む農業に就業させようとする者に貸し付けられる資金<br>（以下この表において「特定就農支援資金」という。）については、七年以内） | 四年以内<br>（特定就農支援資金については、二年以内） |
| 二 法第四条第四項の認定就農者又は認定農業者が法第二条第二項の認定就農計画に従って就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な移転その他の事前の活動であって農林水産大臣が定める基準に適合するものを行い、又は行わせるのに必要な資金                | 十二年以内（特定就農支援資金については、七年以内）  | 四年以内<br>（特定就農支援資金については、二年以内） |

2 法第二条第二項第二号の政令で定める資金は、法第四条第四項の認定就農者が法第二条第二項の認定就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、農地若しくは採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得し、排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金とし、当該資金に係る法第七条第二項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、それぞれ十二年以内及び五年以内とする。

#### (事務の委託)

第二条 都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）が法第十一条第一項の規定により同項の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる事務は、法第六条第一号の就農支援資金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

#### (融資機関)

第三条 法第十七条第一項の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

#### (貸付けの条件の基準)

第四条 法第十八条第二項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 都道府県が法第十八条第一項の規定により貸し付ける資金（次条において「都道府県の貸付金」という。）の償還期間は、センターに貸し付ける場合にあつては二十一年（十年以内の据置期間を含む。）以内とし、法第十七条第一項の融資機関（以下「融資機関」という。）に貸し付ける場合にあつては十三年（六年以内の据置期間を含む。）以内とすること。
- 二 融資機関は、都道府県知事が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、融資機関の業務及び資産の状況に関し報告を求める場合において、報告をしなければならないものとする。

#### (国の貸付金の償還方法)

第五条 法第十九条第二項の国の貸付金の償還期間は、二十一年（十年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、農林水産大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

2 都道府県が、センター又は融資機関に対し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定により都道府県の貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年二月十五日政令第二十二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年一月二十四日政令第九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、農業協同組合法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成九年一月二十六日）から施行する。ただし、第四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会であって同条の規定の施行の日の前日に到来した決算期に関する通常総会が同条の規定の施行の日以後に終了するものについての改正法附則第三条第六項の規定の適用については、同項中「施行の日以後」とあるのは、「施行の日の属する事業年度の終了後」とする。

附則（平成十年三月三十一日政令第百三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十二年九月十三日政令第四百二十六号）

この政令は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

附則（平成十六年七月二日政令第二百二十一号）

（施行期日）

第一条 この政令は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

附則（平成二〇年四月一六日政令第一三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年四月二十三日政令第百二十七号） 抄

（都道府県の特別会計に関する経過措置）

第十一条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に都道府県が行っている改正法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号。以下「旧農業改良資金助成法」という。）第三条に規定する事業（改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例により改正法の施行後に都道府県が行う貸付けの事業を含む。）の経理は、平成二十二年度の末日までの間、なお従前の例により旧農業改良資金助成法第十二条第一項の規定により設置された特別会計（以下「特別会計」という。）において行うことができる。

2・3 （略）

4 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項の規定により国からの資金の貸付けを受けて同法第十八条第一項に規定する資金を貸し付ける事業を行う都道府県は、特別会計が廃止されるまでの間は、その経理をなお従前の例により当該特別会計において併せ行うことができる。

5 前項の規定により同項に規定する経理をなお従前の例により特別会計において行う場合における都道府県の一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理については、なお従前の例による。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。